

枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱

平成24年 9月13日 制定  
枚方市要綱 第90号

(目的)

第1条 この要綱は、地域づくりデザイン事業を実施する校区コミュニティ協議会に対し、地域づくりデザイン事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域住民が校区の特色を活かして行う地域づくりへの主体的な取組みを支援し、地域づくりデザイン事業を通じて地域に対する住民共通の理解及び関心を深め、もって地域力の育成及び地域自治の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくりデザイン事業 地域住民が創意及び工夫により発案・企画をした事業で、校区の特性を活かして地域の活性化を図るために実施するものをいう。
- (2) 校区コミュニティ協議会 地域の連帯を目的として自治会、町内会等の住民組織及び目的別に組織された各種の団体で組織されるもので、おおむね小学校の通学区域（以下「小学校区」という。）を単位に、1小学校区につき1を基準として市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、校区コミュニティ協議会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域づくりデザイン事業の実施に向けて校区コミュニティ協議会が行う活動のうち、地域課題の精査、当該事業の実施に係る調査及び地域住民の意見集約等のために行うもの
- (2) 校区コミュニティ協議会が実施する地域づくりデザイン事業のうち、前号の活動に係る補助金の交付を受けてその事業計画が策定されたもので、かつ、当該事業に持続性、発展性及び地域の主体性が見込まれるもの（従来の活動に関連する事業にあつては、新たな取組み又は要素が付加されているものに限る。）

(補助金の額等)

第5条 補助金は、次の表の左欄に掲げる補助対象事業の実施に要する経費につき、1校区コミュニティ協議会当たり、同表の右欄に定める額を限度に交付するものとする。

補助対象事業の種類別	限度額
前条第1号に掲げる事業	10万円
前条第2号に掲げる事業	300万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、所定の申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、当該申請が第4条第2号に掲げる事業に係るものであるときは、補助金の交付の適否、補助金の交付額及び交付方法等について、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）に規定する枚方市地域づくりデザイン事業選定審査会に対して意見を求めることがある。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、交付決定をしたときは、速やかに、当該交付決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受け取った場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げは、前条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(承認事項)

第11条 交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助事業の遂行等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の目的及び交付決定に付された条件その他この要綱に従って補助金を使用し、かつ、他の目的に流用してはならない。

(事故報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実地調査等)

第14条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地に調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることがある。

(補助金の交付方法)

第15条 補助事業者は、交付決定の通知を受け取った日以後速やかに、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に対し、概算払により補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第16条 補助事業者は、交付決定を受けた年度の3月末日までに、補助事業の成果を記載した所定の報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の確定)

第17条 市長は、前条第1項の報告書の提出があった場合は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第15条の規定に基づき概算払により交付した補助金の額が前項の規定により確定した額を超えているときは、補助事業者にその差額を返還させるものとする。

(交付の決定の取消し等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の交付を停止することがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。
- (3) 補助事業の成果が不良と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還等)

第19条 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者にその返還を命ずることがある。

(書類の保存)

第20条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び証拠書類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(様式)

第21条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱（平成21年枚方市要綱第73号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。